委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○知事 ●市区町村長等		
2. 都道府県名	宮城県		
3. 市区町村名	名取市		
4. 届出番号	3		
5. 独自利用事務の事例番号	67-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.natori.miyagi.jp/soshiki/soumu/shisei/node_44503		

執行機関名 名取市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	名取市心身障害者医療費の助成に関する条例(平成17年名取市条例第14号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		名取市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表 第3の項 名取市心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第1条	名取市心身障害者医療費の助成に関する条例(平成17年名取市条例第14号)第1 条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童 扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉 手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別 障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的と する。	第1条 この条例は、心身障害者の医療費の一部を助成し、 <u>心身障害者の適正な</u> 医療機会の確保及び心身障害者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		名取市心身障害者医療費の助成に関する条例(平成17年名取市条例第14号)